

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

|          |  |       |       |
|----------|--|-------|-------|
| No       | 8  | 府省庁名  | 経済産業省 |
| 対象税目     | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）   |       |       |
| 要望項目名    | 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充   |       |       |
| 要望内容（概要） | <p>法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入金額不算入について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号（業務の範囲）及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金の適用対象に令和3年度等の新規補助事業を追加する。</p> <p>令和3年度新規補助事業（令和2年9月17日現在、変更の可能性あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素社会構築技術開発事業</li> <li>・地熱発電導入拡大研究開発・地熱発電導入拡大研究開発</li> <li>・木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業</li> <li>・全固体電池革新的高速生産技術開発</li> <li>・革新的自律リモート技術開発（仮）</li> <li>・航空機向け革新的生産プロセス開発事業</li> <li>・5G等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業</li> <li>・航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業</li> </ul> <p>令和2年度第1次補正予算事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業</li> </ul> <p>令和元年度補正予算事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業</li> <li>・炭素循環型セメント製造プロセス技術開発</li> <li>・安全安心なドローン基盤技術開発</li> </ul> |       |       |
| 関係条文     | <p>地方税法第32条第2項、第313条第2項</p> <p>所得税法第42条第1項、同施行令第89条第1項第2号・第3号</p> <p>法人税法第42条第1項、同施行令第79条第1項第2号・第3号</p>  |       |       |
| 減収見込額    | <p>[初年度] ▲704 （ - ） [平年度] - （ - ）</p> <p>[改正増減収額] - （単位：百万円）</p>   |       |       |
| 要望理由     | <p>（1）政策目的</p> <p>民間企業等の研究開発及び技術開発に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に参入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発に支障をきたすことになる。そのため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号）及び「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号」に基づくNEDO補助事業については、法人税法及び所得税法の本則により、固定資産等の圧縮額の損金算入及び総収入金額不参入が認められているところであるが、令和3年度においても補助事業の新規追加が見込まれるため、本税制において当該新規補助事業の追加措置が必要。</p>   |       |       |
|          | ページ  | 8 - 1 |       |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 本要望に<br>対応する<br>縮減案 |  |
|---------------------|--|

|     |     |
|-----|-----|
| ページ | 8—2 |
|-----|-----|

|     |                            |                                 |
|-----|----------------------------|---------------------------------|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け          | 経済成長<br>技術革新                    |
|     | 政策の達成目標                    | 民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を図る。 |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間          |                                 |
|     | 同上の期間中の達成目標                | 政策の達成目標と同じ。                     |
|     | 政策目標の達成状況                  |                                 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み                |                                 |
|     | 要望の措置の効果見込み<br>(手段としての有効性) |                                 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置          |                                 |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額           |                                 |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係        |                                 |
|     | 要望の措置の妥当性                  |                                 |
|     | ページ                        | 8—3                             |

|   |  |
|---|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・減収額（経済産業省試算）</li> <li>平成 27 年度： 929 百万円</li> <li>平成 28 年度： 1,331 百万円</li> <li>平成 29 年度： 1,031 百万円</li> <li>平成 30 年度： 1,667 百万円</li> <li>令和元 年度： 1,231 百万円</li> <li>令和 2 年度： 1,393 百万円（見込）</li> </ul>   |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> |  |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>            |  |
| <p>前回要望時の達成目標</p>                             |  |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>            |  |
| <p>これまでの要望経緯</p>                              | <p>平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。<br/>以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。現在継続中の事業については以下の通り。</p> <p>平成 20 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー革新技術開発事業（平成 24 年度から「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」に統合）</li> </ul> <p>平成 22 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギーベンチャー技術革新事業（令和元年度から「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」に名称変更）</li> </ul> <p>平成 24 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的省エネルギー技術革新プログラム（令和 3 年度から「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」に名称変更予定）</li> </ul> <p>平成 26 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電等導入支援事業</li> </ul> <p>平成 27 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素社会構築技術開発事業</li> <li>・研究開発型ベンチャー支援事業</li> <li>・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業</li> </ul> <p>平成 28 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際研究開発／コファンド事業</li> <li>・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業</li> <li>・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業（平成 29 年度から「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」に統合）</li> <li>・高温超電導実用化促進技術開発</li> <li>・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業</li> <li>・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業</li> <li>・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発</li> </ul> |
| <p>ページ</p>                                    | <p>8—4</p>   |

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成 29 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト</li> </ul> <p>平成 30 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋エネルギー発電実証等研究開発事業・高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発</li> <li>・ 超高压水素インフラ本格普及技術研究開発事業</li> <li>・ AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業</li> <li>・ 環境調和型プロセス技術の開発</li> <li>・ 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業</li> </ul> <p>令和元年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト</li> <li>・ 高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発</li> <li>・ Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業</li> <li>・ 再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発</li> <li>・ 再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発</li> <li>・ 省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発</li> <li>・ 未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発</li> <li>・ 地熱発電技術研究開発</li> </ul> <p>令和 2 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業</li> <li>・ バイオジェット燃料生産技術開発事業</li> <li>・ 太陽光発電主力電源化推進技術開発</li> <li>・ 次世代複合材創製・成形技術開発</li> <li>・ 炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発</li> <li>・ 革新的ロボット研究開発等基盤構築事業</li> </ul> |
| <p>ページ</p>       | <p>8—5</p>   |